

Z-66-C 所得税法〔第二問〕－解答－

問 1

1 各種所得の金額

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程 ・ 留 意 点
<p>不動産所得</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;"><u>20,836,622</u></p>	<p>1 総収入金額</p> <p>① 賃貸料収入 $28,800,000 + 534,000 - 76,000 = 29,258,000$ 1</p> <p>② 更新料収入 $900,000$ 1</p> <p>③ 共益費収入 $576,000 + 24,000 - 4,000 = 596,000$ 1</p> <p>④ 合計 $30,754,000$</p>

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程 ・ 留 意 点
不動産所得	<p>2 必要経費</p> <p>① 租税公課 $926,400 + 308,800 = 1,235,200$ 1</p> <p>② 損害保険料 $42,600$ 1</p> <p>③ 修繕費 $312,600$</p> <p>④ 借入金利子 $582,391$ 1</p> <p>⑤ 水道光熱費 $183,627$</p> <p>⑥ 仲介手数料・管理料 $2,944,000$ 1</p>

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程 ・ 留 意 点
不動産所得	<p>⑦ 減価償却費</p> <p>イ 建物 $132,275,800 \times 0.9 \times 0.022 = 2,619,060$ 1</p> <p>ロ 給排水設備 $206,480 \times 1 / 4 = 51,620$ 1</p> <p>ハ アスファルト舗装 $927,800 \times 0.9 \times 0.100 = 83,502$ $92,780 - 927,800 \times 5\% = 46,390$ $83,502 > 46,390 \quad \therefore 46,390$ 1</p> <p>ニ ノートパソコン $259,200 < 300,000 \quad \therefore 259,200$ 1</p> <p>ホ 合計額 2,976,270</p>

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程 ・ 留 意 点
不動産所得	<p>⑧ 専従者給与 960,000¹</p> <p>⑨ 貸倒引当金繰入額 <math>(534,000 + 24,000) \times 55 / 1000 = 30,690¹</math></p> <p>⑩ 必要経費合計額 9,267,378</p> <p>3 青色申告特別控除前の所得金額 $30,754,000 - 9,267,378 = 21,486,622$</p> <p>4 青色申告特別控除額 <math>21,486,622 > 650,000 \therefore 650,000¹</math></p> <p>5 所得金額 20,836,622</p>

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程 ・ 留 意 点
<p>一時所得</p> <p style="text-align: right;">0</p> <hr style="width: 10%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/>	
<p>退職所得</p> <p style="text-align: right;">14,400,000</p> <hr style="width: 10%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/>	<p>〈判定〉 3年11ヶ月 ≤ 5年 ∴ 特定役員退職手当等に該当¹</p> <p>(1) 収入 16,000,000</p> <p>(2) 退職所得控除 400,000 × 4 = 1,600,000 ※3年11ヶ月 → 4年</p> <p>(3) (1) - (2) = 14,400,000¹</p>
<p>非課税所得</p>	<p>納税準備預金利子 618¹ 宝くじ当選金 1,003,000¹</p>
<p>総所得金額</p> <p style="text-align: right;">23,513,726</p> <hr style="width: 10%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/>	<p>20,836,622 + 283,500 + 2,382,080 + 11,524 = 23,513,726</p>

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程 ・ 留 意 点
社会保険料控除額 <div style="text-align: right;"> <u>1,736,000</u> </div>	$462,800 + 1,273,200 = 1,736,000$ 1
小規模企業共済等 掛金控除額 <div style="text-align: right;"> <u>840,000</u> </div>	$840,000$ 1
生命保険料控除額 <div style="text-align: right;"> <u>50,000</u> </div>	$120,000 > 100,000 \therefore 50,000$ 1
地震保険料控除額 <div style="text-align: right;"> <u>26,500</u> </div>	$26,500 < 50,000 \therefore 26,500$ 1

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程 ・ 留 意 点
配偶者控除額 <div style="text-align: right;">0</div> <hr style="width: 10%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/>	青色事業専従者に該当するため対象外 ¹
配偶者特別控除額 <div style="text-align: right;">0</div> <hr style="width: 10%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/>	青色事業専従者に該当するため対象外 ¹
扶養控除額 <div style="text-align: right;">630,000</div> <hr style="width: 10%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/>	長女 $836,320 - 650,000 = 186,320 \leq 380,000 \therefore 630,000$ ¹ 長男 控除対象扶養親族に非該当 ¹
基礎控除額 <div style="text-align: right;">380,000¹</div> <hr style="width: 10%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/>	
所得控除額合計額 <div style="text-align: right;">3,662,500</div> <hr style="width: 10%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/>	

3 課税される所得金額等の計算

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程 ・ 留 意 点
課税総所得金額 <u>19,851,000</u>	$23,513,726 - 3,662,500 = 19,851,226 \rightarrow 19,851,000$ (千円未満切捨)
課税退職所得金額 <u>14,400,000</u>	

4 税額等の計算

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程 ・ 留 意 点
課税総所得金額に対する税額 <u>5,144,400</u>	$19,851,000 \times 40\% - 2,796,000 = 5,144,400$ 1
課税退職所得金額に対する税額 <u>3,216,000</u>	$14,400,000 \times 33\% - 1,536,000 = 3,216,000$ 1
課税総所得金額に対する税額及び 課税退職所得金額に対する税額の 合計額 <u>8,360,400</u>	

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程 ・ 留 意 点
配当控除 <div style="text-align: right;">14,175</div> <hr style="width: 10%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/>	$283,500 \times 5\% = 14,175$ 1
差引所得税額 (基準所得税額) <div style="text-align: right;">8,346,225</div> <hr style="width: 10%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/>	$8,360,400 - 14,175 = 8,346,225$
復興特別所得税額 <div style="text-align: right;">175,270</div> <hr style="width: 10%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/>	$8,346,225 \times 2.1\% = 175,270$
所得税及び復興特別所得税の額 <div style="text-align: right;">8,521,495</div> <hr style="width: 10%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/>	$8,346,225 + 175,270 = 8,521,495$
源泉徴収税額 <div style="text-align: right;">3,470,517</div> <hr style="width: 10%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/>	$16,000,000 \times 20.42\% \text{ 1 } + 159,900 \text{ 1 } + 126,000 \times 15.315\% \text{ 1 } + 157,500 \times 15.315\% \text{ 1 }$ $= 3,470,517$

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程 ・ 留 意 点
所得税及び復興特別所得税の 申告納税額 <u>5,050,900</u>	$8,521,495 - 3,470,517 = 5,050,978 \rightarrow 5,050,900$ (百円未満切捨)
所得税及び復興特別所得税の 予定納税額(第1期分・第2期分) <u>3,240,000</u> <input type="text" value="1"/>	
所得税及び復興特別所得税の 第3期分の税額 <u>1,810,900</u>	$5,050,900 - 3,240,000 = 1,810,900$

問 2

1 各種所得の計算

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程 ・ 留 意 点
事業所得 $\underline{1,234,567}$	
不動産所得 $\underline{\Delta 417,856}$	
給与所得 $\underline{4,682,400}$	
譲渡所得 (1) 総合課税 $\underline{\Delta 1,005,638}$	〈内部通算〉 $720,000 - 1,725,638 = \Delta 1,005,638$ (総合長期) ① 〈生活に通常必要でない資産の損失〉 取得費相当額を平成 29 年へ繰り越し
(2) 分離課税 $\underline{2,069,000}$	〈内部通算〉 $3,752,000 - 1,683,000 = 2,069,000$ (分離長期) ①
一時所得 $\underline{1,346,000}$	$1,846,000 - 500,000 = 1,346,000$ ①
雑所得 $\underline{68,500}$	

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程 ・ 留 意 点
総所得金額 <div style="text-align: right;"> <u>6,083,470</u> </div>	$1,234,567 + 4,682,400 + 68,500 = 5,985,467$ 〈損益通算〉 $5,985,467 - (417,856 - 345,678) + (1,346,000 - 1,005,638) \times 1/2$ 1 $= 6,083,470$ 1
長期譲渡所得の金額 <div style="text-align: right;"> <u>2,069,000</u> </div>	

3 課税される所得金額の計算

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程 ・ 留 意 点
<p>課税総所得金額</p> <p style="text-align: right;">3,639,000</p> <hr style="width: 10%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/>	<p>6,083,470 - 2,443,600 = 3,639,870 → 3,639,000 (千円未満切捨) 1</p>
<p>課税長期譲渡金額</p> <p style="text-align: right;">2,069,000 1</p> <hr style="width: 10%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/>	

所得税法【総評】

〔総評〕

平成 28 年度の所得税法の本試験は、理論の問 1－1 が納税管理人を置くことなく海外に移住する場合の確定申告に関する手続きを問う個別理論で、理論の問 1－2 は国外転出する場合の譲渡所得等の特例に関する出題であった。問 1－1 については個別理論集について正確に解答の柱をあげられたかがポイントであった。問 1－2 の個別理論については、非常に難易度の高い出題であった。問 2 については事業遂行上生じた債権以外の債権が回収不能となった場合の取扱いであった。問 1－1 と同様に、個別理論集について正確に解答の柱をあげられたかがポイントであった。

計算は、総合問題 1 題と個別問題 1 題の構成であった。複雑な計算を要する部分が少なかったため、近年の試験問題としては比較的取り組みやすい出題であった。基本論点をどれだけ確実に解答できたかが合否を分ける要因となる。

全体として、理論では問 1－1 と問 2 において個別理論について正確な記述ができたか、計算については基本論点をどれくらい拾えたかがポイントである。

〔第一問〕

問 1

問 1－1 については、管理人を置くことなく海外に移住する場合の確定申告に関する手続きを問う出題であった。個別理論集を丁寧に読み込んでいるかどうかで差がつく出題である。他の出題との時間配分を考えながら、解答の柱を逃さずに部分点を積み重ねる必要がある。問 1－2 については、国外転出する場合の譲渡所得等の特例に関する出題で、非常に難易度の高い出題であった

本校では問 1 の配点を 30 点とした。ボーダーラインは 13 点、合格確実ラインは 15 点であると考ええる。

問 2

事業遂行上生じた債権以外の債権が回収不能となった場合の取扱いであった。

本校では問 2 の配点を 20 点とした。ボーダーラインは 19 点、合格確実ラインは 22 点であると考ええる。

〔第二問〕

問 1

オーソドックスな総合計算問題が出題された。出題内容が比較的平易であったため、ケアレスミスに気を付けて、基本論点を落とさずに解答する必要がある。本校では配点を 40 点とした。ボーダーラインは 24 点、合格確実ラインは 30 点であると考ええる。

問 2

雑損控除と損益通算に関する出題である。問 1 と同様に、出題内容は比較的平易であるため、ケアレスミスに気を付けたい内容である。

本校では配点を 10 点とした。ボーダーラインは 6 点、合格確実ラインは 9 点であると考ええる。

以上を踏まえると、合計のボーダーラインは 62 点、合格確実ラインは 76 点と考えられる。